

牛庵(益田元祥)覚書

整理番号  
10袋7

不明の箇所は「小山私記」を参考にして訂正、または「一内に挿入した  
また \* をつけ最後に補注を加えた

2 慶長五年御一乱(関ヶ原の戦い)以後御当家に対し御奉公申し上げ候覺

《益田に残るよういわれたが断つたこと》  
一 大坂西の丸を木津へ御下城にて御座候砌、大御所様(徳川家康)  
御内証の由候て、大久保石見殿・彦坂小刑部殿、数寄者少庵を使いにて申  
され候は、(毛利)輝元二か国の御身上にて、余人も入り申す間敷候条、修  
理(益田景祥河内守)を付け候て輝元へ相届け、玄蕃(益田元祥)事は石見  
に居留まり、奉公申し上げ候え、然らば先の知行残らず

3 下さる可くの通り仰せ出られ候、我等御返事申す様には、かたじけなく御  
詫共に御座候、慥に承り届き候、

御意の如く、輝元当分人も入り申さず節、其の上、我等事は毛利家の譜代  
にては御座無く候、石見の国付きの者にて御座候条、居留まり御奉公申し  
上ぐ可く候えども、近年、輝元大分知行くれ置かれ候条、其の恩送りに  
一身の仕合わせにても相勤め可く覚悟に候条、其の御理仰せ上げられ下  
され候えと、御返事申して候えは、

其の後、石見殿・小刑部どの、石見請け取りの為罷り下られ候砌、尾道迄  
湯泉(温泉津か)銀山の者共罷り出候えは「温泉津の中尾平左衛門と申す者  
に」、其の方などは罷り帰り候て、益田玄蕃留守居の者共に用談候条、銀山  
へ早々罷り出候えと申され候由にて、留守居へ申し届け候に付いて、我等  
留守居、増野藤右衛門・宅野不休と申す者、銀山へ罷り出候えは、石見  
どの、則ち逢われ候て、少庵を以て申され候、又御

4 返事の趣共申され候、其の段披露遂げられ候えは、兩人指し下げられ候儀  
に候条、留守居の者を呼び寄せ、いよいよ右の次第合点させ、居留り申し  
候様に才覚仕り候と仰せ出られ候条、早々大坂へ罷り登り候て、玄蕃に此  
通り申し達し候えと申され、差し戻され候に付いて、有福嘉(理)右衛門と  
申す者差し登り候、右の趣申し候条、いよいよ最前申し上げ候辻、別条無  
きの通り御返事申して候えは、妻子以下悉く長門へ引き払い申し候、  
翌年又、大久保石見殿、国へ罷り下られ候時、佐世宗孚、我等を呼び候  
て、其の時宗孚、我等へ右の通り石見殿物語申され候、両度御返事の趣、  
大御所様へ申し上げ候えは、諸々石見の先知より長門の当知行能き物にて  
候かと御意候、一兩年(補注)先に御知行見申すに、大分にて御座候、  
其の上石見にては無双の知行にて御座候を指し捨て「輝元へ御届の所、比類  
無き候」事に候、罷り登り候わば

5 大御所様へも申し上げ可く通り申され候つる、案中申し上げられ、宇喜多  
左京、預け物押え取り候段迄申し上げられ、残らず返し候えと仰せ渡され、  
家中の乗馬・船、其の外家財共、左京所より指し返し候、  
伏見に於て大久保殿、殿様へ参上申され、直に此通り申し上げられ、左候  
て、翌年殿様御下りの時、右の段仰せ出られ、知行千石先ず御志の由にて  
候、御加増下され候、忝なきの段申し上げ候えは、其の後又井原加賀守を  
以て御使いに、御自筆の御書頂戴仕り候、石見先地の儀は当分当国御檢  
知並に候て、七八万石もこれ有る可くと存じ候、外聞実の本意旁に残す所  
なく上意にて候つれとも、夫を指し捨て御届け申し上げ候所、我等に於て  
は、御当家に御届け余り並もこれ有る間敷かと存じ候事

一 木津御下城候て最早人も入り申さずにて、

6 多分御暇を遣わされ、御国へ指し下られ候砌、堅田大和(堅田元慶)を以  
て仰せ出られ候は、此度御譜代御取り立ての者共、分別違ひ候て、多分身  
かくまいのみ仕り、此節挽き切り御奉公仕る可くとも、御覽に及ばず、御  
代の時は御意もこれ無く候て、比御仰せ出られ候事、御恥しく思召され候  
えども、逗留仕り候て、福原越後相談仕り、「此の節の御家御続きの氣遣い  
仕り」、進上申し候えかしと仰せ出られ候、其の旨心に存じ、御奉公申し上  
げ可く候、

《須佐へ行くことになったこと》  
式か国の御城所、其の節は七八か所に相定められ、御知行宛に仰せ出られ  
候、御居城山口の高嶺、御留守居佐世宗孚、下の関長府の間に一城甲斐守

殿(秀元)、岩国に二城吉川殿、其の外、三尾・右田・荒滝・石見境の二城四か所、右の城主、三尾へ福原越後、右田益田修理、荒滝益田玄蕃、石見境の二城に置かせらる可き人

7

さし、如何にも御心当たりこれ無くとの儀にて候つる、其の節福原越後申され候は、三尾の儀、御預けなざる可くの由、外聞忝く候、併し越後事は江戸に相詰め、御前を御調仕る可くの条、自然の時は御用にも立たず儀に候条、唯御親類衆の内、御知行高の衆を置かせられ候て然るべくの由、御理申され候、それに就いて我等申し上げ候も、歴々御一門を指し置かれ候て、四か所の内式か所、我等父子御預けなざる可くの通り、外聞実忝き次第、申し上ぐべく様も御座無く候、

併し御一門衆指し置かれ、かくの如くに候えば、以来御一族の御恨みをも御請けなられ候条、唯御一門衆置かせられ候て尤に存じ候、然らば石見境に未だ御心当たりも御座無く候条有りしを、我等父子に知行一所に御配り候て御預け候わば、随分自然の時御用にも立ち候様にと存じ候、

8

当分御配、甲斐守(秀元)殿・吉川殿に続き候ての御知行高は我等にて候間、一円に御理所にてこれ無き由申し上げ候えば、福原越後、我等申す所聞こし召届けられ、余儀なき儀思召され候条、然らば右田を六戸(元次)殿、三尾を天野(毛利元政)殿、石見国境へ我等父子をとの御証にて、其の砌の儀、無二の覚悟に御覽に及ばれ、いわんや四か所の内二か所御預け成らるとの御証も、実以て御当家に對し抽んで御奉公の段、御推量(校量)成され下さる可く、ために其の節の次第申し候

《六か国を返納すること》

一 御国八か国を六か国御上表候て、式か国御持ち留成られ候に付いて、御上表御国六か国の御公領諸給返納の儀、当分公儀御蔵入りの御代官衆并御国拝領の方より手堅く御催促にて、更に御手に及ばれざる此辻に候えは、防長御拝領候ても相続けらる可く様これ無きに付いて、黒田

9

如水へ林志摩守・我等兩人御内談として遣わされ候、其の趣は諸方より返納の儀手堅く申され、如何にも六か国の取り込み返弁申す可き様これ無く候、干今に於ては式か国の儀拝領の処は忝く候えども、別に仕る可く様御座無く候条、両国を上表仕り、先地返納の儀を思召分けれ、

宗瑞父子堪忍仕る程の扶持方を下され候様にと御佗び言申し上げ度候、然らば(黒田)甲斐守殿に於ては、筑前へお下りの儀に候条、如水・飯井(井伊)兵部少輔殿、右の通り仰せ達せられ候て下され候様にと御意候、その

段、具に申し候えは、如水様申され様には、二か国御上げ候ても先地の返納はさせられ候わんと存知候事、其の子細は来島右衛門こと、未だ知行は遣わされず候えども、先知の返納は仕り候、式か国を御上表にても返納させらる可く間、御抱え

10

候て返納の御氣遣い成られ、然る可く候わば、式か国をさえ御抱き候わば何とぞ才覚もこれ有る可くをと申され候、其の段罷り帰り、兩人申し上げ候えは、「下々の儀は御家をはずし候えは」いかほど返納候ても「のがれ申し候、殿様御一分の御逃れ所これ無き候、唐天竺へ御渡り候ことは成されられず、御身置き所もこれ無く候、

是非に及ばず次第に候条、秀元・広家、其の外談合仕り何とぞ返納の埒明け候様に氣遣い仕る可く通り、福原越後に仰せ聞かせ候に付いて、甲斐守殿よりは相森下総・西以節、吉川殿より香川又左衛門・山県九左衛門、御名代に差し遣わされ候、其の外渡辺飛驒・林肥前・二宮信濃・榎本伊豆、御そば衆には、前原休閑・山田下総、福原越後所へ早朝より寄相して相談させ候、我等も罷り出候、三日続けて罷り居り、沙汰仕り候えども、

11

《返納について元祥が牙えを發揮したこと》

六か国の返納の元付き、曾てこれ無く、三日目に我等申し候は、はや三日寄相候て談合申され候えども、其の道行きこれ無く候、今の分に候わば廿日三十日談合申され候とも、同前たるべきと存じ候条、今晚各々罷り帰られ、存ぜられ通りを書き立てに仰せられ候て、明日(福原)越後所へ各持ち出され候え、左候て銘々書き物を披見候て、其の内、尤そうなる所を惣体の書き物の内より抜き候て夫れを元に作らせ候て、御讃談成られ候えかしと申して候えは、此儀尤に候間、其の辻に作らせ、明朝各相揃われ候えと福(原)越後申され候、各歸られ、翌日約束の如く各罷り出候えども、誰書き物の出し手もこれ無く、我れ人の顔を見合い候て、昼程迄うつらうつらとして居られ候、そこに我等申す様には、昨日の辻、定めて各御書き物を成さる可きと存じ候、

12

今迄は用捨申して候えども、はや今日も昼に成り候えども、唯一言の仰せてもこれ無く候、昨日此段申し出たる辻候条、我等書き物出し候間、是を御覽候て、各も書き物を御出し候えと指し出し候えは、前原休閑読み候えとて休閑読み申され候、

其の我等書き物の次第は、此内は上表の国六か国の御蔵入り諸給の御返納の沙汰ばかり作らせ候て、防長の返納の沙汰これ無く候、両国の給人徳分に成られ候、我等存ずる所は、防長の儀をも残り六か国の並に返納仰せ付

けられ、先ず八か国一まいに御沙汰候て、安芸・備後を福島殿御取り候て、彼方より返納御催促候周防・長門は殿様御取り候て、防長二十万石よりも、七つ成りにしても二十万石もこれ有る可く候条、爰を以て御沙汰候わば六か国の返納も相成る可くと存じ候、今度三十万石の内、二十万石

13 御配仰せ付けられ候条、先地返納仕り者には、当御配の高にて五つ成りの物成り遣られ候えば、是に十万石入り申し候、其の内、先地返納相成らざる衆へは、当分五つ成りの内にも遣わされ、立用これ有る可く候、当分の五つ成りにても不足の手前へは、此時に候条、当給の御役目相当の武器を「残し」置き、余々の分を御払候て、脇差・刀の儀は、鍔はばき、刀の鍔元を固定する金具をはずし候ほどに仕り候て、なおも不足の前に、当知行百石宛召し置かる可く候、左候て、当分諸給人の内、現米貳百石返納に立ち申す可く候条、右の上地「百石」下さる可く様になど申す衆もこれ有る可く候条、とかく当分御家の御続きのためにも候からは、其の辻にも御分別成られ、六か国の返納の埒明け候て、御家の御安堵、当分殿様御心遣いの所をやめられ候て然るべく候つる哉、

14 是は防長御給人衆のためには、貳か国の御返納紛れてこれ有る所を、我等申し出候段、御気にさわり申す可くとは存じ候えども、殿様御身置かせられ所もこれ無きと御意成られ候程の事に候、其の上、宰相殿、周防・長門の御給人にて候、  
其の外福原殿・渡辺殿・佐世殿・井原四郎右衛門殿・榎本伊豆・二宮信濃殿、皆防長の御知行持ちにて候条、用捨千万には候つれども、此御方様はいずれもとは申し乍ら、殿様御為においては、骨身を砕かれ候てもと思召さる可く候条、我等せかし候て申すとは、御分別参る間敷候、第一我等に当りては、防長に志石たりとも知行持ち申さず候えども、(益田)修理事は、右田にて貳千五百石持ち申し候、  
此返納、彼一の者は手前にて仕る儀、相成る間敷候条、我等手前にて仕り遣わすの儀「たるべく候からは、防長返納余り並に仰せ付けられ候ては、我等も損じ仕る人数にては成り候」、埒明け申す可く候、

15 御家中にて甲斐守殿其の外、諸奉行衆のむかいつらに成り候て、書き物を以て惣中へ申し出候、座中一同に道理にこまられ候て、寄特を申し出し、此筋ならでは貳か国御抱えの儀相成る間敷候条、早々披露致し候て然るべく、と各申され候て、休閒・山下総を以て披露申され候えは、  
大殿様聞こし召され、さりとは歴々の衆をむかいつらに仕り申し上げ候事、御家の在る限り御忘却有る間敷候、此筋ならでは別に有る間敷候条、

明日御親類衆其の外呼び候て、此辻申し渡され、早々其の沙汰これ有る可くの通り、福越後に仰せ出され候、此辻を以て御返納の埒明け候て、両国相違無く御持ち成られ候、  
大殿様も此段御思案に煩わせられ、夜も御寝に成られ候事も相成らず様に候つるに、玄蕃分別を以て、今夜こそ休まる可くと御意候つる通り、休閒・山下総「各物語申され」

16 山下総、失念有る間敷候、此御返納相成らず候えば、御国御上表の御儀定に相極め候処に、我等指し出し申し、其の辻を以て御返納の儀、埒明け候て御家別儀無く、御続き成られ、剩え、上様御縁者に成らせられ、御外間實に紛れ無き所、御家御長久の段、これも我等御奉公故かと存じ候事

《財政再建に尽くしたこと》

一 大殿様御隠居の節、四千貫目に及び候御借銀御座候に付いて、公儀仰せ伺われ、甲斐守殿辻をご存じ成られ候、我等御手代に仰せ付けられ、唯一年の御約束にて十年所勤仕り候、御蔵入りの儀は、井上五郎右衛門様存じ候時より、近年に一すなく御座候つる、此砌御改め候て、御蔵入りも大分これ有る様に公私思召され候、五郎右衛門時は、只今より多きと思召され候、御定の物成合わせ候えは、

17 七つ三歩と五つ成りの違いにて、当分の御蔵入り物成りすくなく当り申し候、此段御算用の辻を以て阿石見(阿曾沼元理)・山下総、淵底存じ候事、其の上、御遣方は此跡の一倍三双倍にかさみ候えども、色々才覚を以て四千貫目の御借銀を悉く相払い、寛(寛永)九の八月廿三日、志道(六道)主殿へ御代官職相渡し候時、寛九の物成一粒も我等遣い申さず候、其の上、\*金・銀米・銭・呉服・巻の物・銅、以下引き合わせ大分残り物仕り置き相渡し候、其の上、阿石見・山下総御算用の上を以て、聞こし召さる可く届け候、近年に於て御続きの儀は、我等仕置き候かと存じ候事

以下略、朝鮮における戦功について記してあるが省略した

補注

\*「一兩年……」

……一兩年と書かれているのは写し間違いかと思われる、他の本では「一両日、先の知行を見申し候に、大分の儀共に候……」とある。

\*千石……(益田市誌から引用)

「今度中国替目の節、大久保石見守を以て其の方の儀、公儀より本領遣  
わし置かるべきの通り、再三の上意候ところ、御理(断)わり申され、  
此の方へ相届けられ候段、大久保石見殿直に申され候、勿論ながら無  
二の覚悟、当家において永々忘却あるべからず候、よって其の賞とし  
て千石の地これを遣わし置き候、誠志の印までに候  
(慶長八年)十一月廿二日  
宗瑞(花押)」

\*相渡しおき品…

\* (長州藩財政史談から引用)

納戸蔵に入れ置く可く金銀の事

- 一 銀子千三百貫
- 一 金子大判三百枚
- 一 金小判三千兩
- 一 印子くさり阿州すな金四貫四百目、大判百枚分也

その他の筆記書類に「我等才覚を以て仕出し仕り相渡し申す事」として、  
大判から家具・雑穀まで明細に記してある。

以下略

